

内閣参質八四第一三三号

昭和五十三年三月十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員内藤功君提出株式会社せきやの労働基準法等の違反に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員内藤功君提出株式会社せきやの労働基準法等の違反に関する質問に対する答弁書

二について

(一)及び(二) 労働基準監督官等が使用者等に交付する指導票は、改善することが望ましいと判断される事項について指導助言等を行うためのものであり、本件に関して交付された指導票もこの趣旨のものである。

また、昭和五十二年四月十六日に成立した和解の遵守についての指導は、本件が労使当事者間で円満に解決されることが望ましいという見地から行つたものである。

これらの指導は、法的強制力をもつものではなく、これに従わない場合にも制裁措置をとることができない。

しかし、本件については、右指導票の交付後、労使当事者間で交渉が行われ、和解が成立した経緯もあり、政府としては、必要に応じ、今後とも指導助言を行う考えであるが、労使当事者により円満に解決されることを期待している。

(三) 株式会社せきやに対して実施した監督において、法令に違反するとして是正勧告を行つた事項であつて、まだ是正されていないものについては、速やかに是正されるよう、必要に応じ、適切な措置をとつてまいりたい。